佐賀県告示第 189 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成 31 年 4 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	土砂災害警戒区域 の区域
唐津市	向卫-2 (384 -082_2)	急傾斜地	次の図のとおり
相知町		の崩壊	
楠			
唐津市	山口川1(384 -067)	土石流	
相知町	田頭川 (384 -068)		
田頭	山口川2 (384 -069)		
	徳若川(384 -072)		
唐津市	下の谷川 2 - 1 (384 -123_1)		
相知町			
長部田			
唐津市	湯屋谷川 2 (384 -062)		
相知町	湯屋谷川3 (384 -063)		
湯屋	ホバサコ谷川(384 -066)		
	加志川川 (384 -063)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び唐津土 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)